リモート監査に利用する電子的監査証拠とその証拠力

Electronic Audit Evidence Used for Remote Audit and Its Ability to Prove

石島 隆 Takashi Ishijima 法政大学 Hosei University

要旨: COVID-19 の蔓延に伴い、外部監査、内部監査ともに現地へ赴かない形で実施するリモート監査の割合が増加している。リモート監査において利用する監査証拠には様々なものがあるが、特に電子的監査証拠の証拠力の確保が課題である。本研究では、リモート監査において利用する電子的監査証拠の特徴を分析するとともに、財務諸表監査における監査証拠、電子帳簿保存法、電子契約における要件を検討した。そして、電子的監査証拠の証拠力確保策として、①情報の原本性保証、②情報の目的適合性保証、③情報処理の信頼性保証という3つの要件を提示した。この結果、国税関係書類のスキャナ保存要件は、これらの3つの要件を網羅したものになっており、ベースラインとして有効と考える。また、ソフトウェアの認証制度の活用により電子的監査証拠の証拠力を高める基盤を構築していくことを提案した。

キーワード: リモート監査、電子的監査証拠、証拠力、電子帳簿保存法、電子契約

Abstract: With the spread of COVID-19, the percentage of remote audit conducted without going to the site for both external audit and internal audit is increasing. There are various types of audit evidence used in remote audit, but ensuring the ability to prove electronic audit evidence is an issue. This research analyzed the characteristics of electronic audit evidence used in remote audit, and examined the requirements for audit evidence in financial statement audit, Law on Book and Record Keeping through Electronic Methods, and electronic contracts. Then, as measures to secure the ability to prove of electronic audit evidence, three requirements were presented: (1) guarantee of the originality of information, (2) guarantee of suitability of information purpose, and (3) guarantee of reliability of information processing. As a result, the requirements for storing electronic data scanned by a scanner of national tax-related documents cover these three requirements and are considered to be effective as a baseline. The author proposed to build a foundation to enhance the ability to prove of electronic audit evidence by utilizing the software certification system.

Keywords: remote audit, electronic audit evidence, ability to prove, Law on Book and Record Keeping through Electronic Methods, electronic contract

1. はじめに

COVID-19 の蔓延に伴い、外部監査、内部監査ともに現地へ赴かない形で実施するリモート監査が増加している。リモート監査において利用する監査証拠には様々なものがあるが、特に電子的証拠の証拠力の確保が課題である。

本発表では、リモート監査において利用する電子的 監査証拠の特徴を分析するとともに、財務諸表監査に おける監査証拠、電子帳簿保存法、電子契約における 要件を検討する。その結果に基づいて、リモート監査 における電子的証拠の証拠力を確保するための要件と 課題を整理し、さらに課題解決のための方策について 提案する。

2. リモート監査の特徴と監査証拠における課題

外部監査、内部監査ともに、監査対象組織の外部で行う監査(オフサイト監査)と監査対象組織の現地に赴いて実施する監査(オンサイト監査)からなるが、リモート監査では、オフサイトではあるが、従来オンサイト監査で実施していた監査手続を代替して同様の効果を得ようとするものである。その際には、リモート監査の監査手続で入手しうる監査証拠の証拠力が問題となる。

2.1. 監査証拠の要件と電子的監査証拠の特徴

財務諸表監査における監査証拠とは、「監査人が 意見表明の基礎となる個々の結論を導くために利 用する情報」をいう(日本公認会計士協会、2018、 p.1)。

監査証拠として利用する情報の要件は、適合性と信頼性からなる。適合性は、監査手続の目的と立証すべき命題(アサーション:財務諸表の適正性確保のための要件)との論理的な関連性を意味し、目的適合性と言い換えることもできる。また、信頼性は、監査証拠自体の証明力を意味し、その証明力は「情報源及び情報の種類、並びに関連する場合には情報の作成と管理に関する内部統制を含む情報を入手する状況によって影響される」(日本公認会計士協会、2018、p.6)。監査証拠の証明力の強弱は、一般的には表1に示すとおりである。

表1 監査証拠の証明力

表 1 監査証拠の証明力					
証明力がより強い場合	証明力がより弱い場合				
監査対象組織から独立し	情報源が監査対象組織内				
た情報源から入手する場	にある場合				
合					
情報源が十分な知識を有	情報源が十分な知識を有				
している個人又は組織で	していない個人又は組織				
ある場合	である場合				
情報が監査対象組織内部	情報が監査対象組織内部				
で作成される場合にその	で作成される場合にその				
作成と管理に関する内部	作成と管理に関する内部				
統制が有効な場合	統制が有効でない場合				
監査人が直接入手した監	監査人が間接的に又は推				
査証拠(例:内部統制の	論に基づいて入手した監				
運用について観察により	査証拠(例:内部統制の				
入手した監査証拠)	運用について質問により				
	入手した監査証拠)				
文書化された監査証拠	口頭による監査証拠				
(例:議事録)	(例:会議の後の口頭に				
	よる議事説明)				
原本によって提供された	コピーやファックス、フ				
監査証拠	ィルム化、デジタル化そ				
	の他の方法で電子媒体に				
	変換された文書によって				
	提供された監査証拠				

(出典) 日本公認会計士協会 (2018) pp.6-7 を要約して作成 (一部用語を修正)。

2.2. 監査手続の種類とリモート監査

財務諸表監査における監査手続の種類とリモート監査との関係を表2に示した。

リモート監査では、紙媒体を直接見ることができなくなるため、既に電子媒体に保存されている情報を閲覧したり、書面をスキャナで読み取った電子データを閲覧することが増加する。この際には、電子的監査証拠の証拠力の確保が課題となる。

また、直接現物や実施状況を見る代わりに撮影した 静止画や動画を見たり、オンラインでカメラを介して 現場の状況を見ることになる。この場合には、視認で きる範囲が限られたり、画像の品質により、現場で直 接見る場合に比べ情報量が低下することは否めない。

さらに、対面で行っていた質問は、電話やWeb会議の利用に変化する。公式の会話の内容は、対面と同様であるが、質問に答える人物の所作や顔色などの間接的な情報を捉えることが相対的に難しくなり、監査人の職業的懐疑心の発揮への影響も考えられる。

なお、日本公認会計士協会からは、「リモートワーク対応第 1 号 電子的媒体又は経路による確認に関する監査上の留意事項~監査人のウェブサイトによる方式について~」及び「リモートワーク対応第 2 号 リモート棚卸立会の留意事項」が公表されている(日本公認会計士協会、2020a and 2020b)。

財務諸表監査においては、監査手続において利用される各種の会計データ、業務データの他、その裏付けとなる各種の文書データの信頼性の確保が前提であり、電子的監査証拠の証拠力の確保の考え方と方法を整理しておく必要がある。

3. 電子帳簿保存法及び電子契約における電子データ 等の保存要件

電子的監査証拠の証拠力を検討するに際して、 隣接分野として、国税に関連して保存が要求されている帳簿書類に関する電子帳簿保存法(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律、平成十年法律第二十五号)と電子契約の動向について検討する。

3.1. 電子帳簿保存法における電子データ等による保存要件

電子帳簿保存法は、国税関係帳簿書類の電子データ等による保存、国税関係書類のスキャナで読み取った電子データによる保存及び電子取引に係る電子データの保存について定めている。なお、国税関係帳簿書類の電子データ等による保存又は国税関係書類のスキャナによる保存を行うに当たっては、保存義務者が税務署長に申請して承認を受ける必要がある。

3.1.1 国税関係帳簿書類の電子データによる保存

電子帳簿保存法において、電子データによる保存の対象となる国税関係帳簿は、自己が一貫してコンピュータを使用して作成する仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳などの帳簿である。

また、電子データによる保存の対象となる国税 関係書類は、自己がコンピュータを使用して作成 する決算関係書類(損益計算書、貸借対照表など) 及び自己がコンピュータを使用して作成して取引 相手に交付する書類の写し(見積書、請求書、納品 書、領収書などの控え)である。

国税関係帳簿書類の電子データによる保存要件 の概要を表3に示した。

3.1.2 国税関係書類のスキャナで読み取った電子 データによる保存

電子帳簿保存法において、スキャナで読み取った電子データによる保存(以下「スキャナ保存」という。)の対象となる国税関係書類は、取引相手から受け取った書類及び自己が作成して取引相手に交付する書類の写しである。前者には、取引相手が発行した契約書、見積書、注文書、納品書、検収書、請求書、領収書などが該当し、後者には自己が発行したこれらの書類の写しが該当する。

スキャナ保存における保存要件の概要を表 4 に示した。これらの保存要件は、国税関係帳簿書類の電子データによる保存要件に比べて厳格になっている。すなわち、入力期間の制限とともにスキャナ、電子署名及びタイムスタンプに関する技術要件が具体的に示され、適正事務処理要件においても、相互牽制、定期的な検査、再発防止という3段階の要件が定められている。

このように厳格な要件が定められている理由については、「取引に関して作成又は受領した書類は、税務調査の根幹となる取引の事実を証明するための非常に重要な証憑書類」であり、「原本の廃棄が認められていることから、その真正性を十分に担保することが必要である」と説明されている(SJK コンサルティング、2020、p.124)。

3.2. 電子契約における電磁的記録の保存要件

電子契約における証拠力は、真正性と完全性(インテグリティ)という概念で説明される。ここにいう真正性とは「意思表示の行為者がだれか、そして、その意思表示がその行為者の行為によるかという問題」である。また、完全性とは「行為者が、署名等をなした意思表示が、そのまま相手方に表示され、契約として完成し、裁判等で提示されるまで変更、改ざん等がされていない状態かどうかという問題」であると説明されている(高橋郁夫他、2020、p.252)。電子契約の真正性の確保には電子署名が用いられ、完全性の確保にはタイムスタンプが用いられるのが典型例であるが、

電子契約サービスのプラットフォームとしては、様々なモデルがある。

また、内閣府・法務省・経済産業省が公表した「押印についてのQ&A」の問1によれば、形式的証拠力と実質的証拠力という概念が示されている。形式的証拠力とは「民事裁判上、真正に成立した文書は、その中に作成名義人の認識等が示されているという意味での証拠力」を意味しており、実質的証拠力とは「その文書が事実の証明にどこまで役立つのか(=作成名義人によってその文書に示された内容が信用できるものであるか)といった中身の問題」を意味している。

4. 電子的監査証拠の証拠力確保策の体系

これまでの検討結果を集約すると、電子的監査証拠の証拠力確保のためには、①情報の原本性保証、②情報の目的適合性保証、③情報処理の信頼性保証が必要である。

情報の原本性保証は、電子的監査証拠が作成者又は 作成名義人の意思によって作成されたものであり(真 正性)、かつ、作成後に変更、改ざん等が行われてい ないことを保証するものであり(完全性)、電子署名、 タイムスタンプ等の技術、電子契約のサービスプラッ トフォーム等によって実現される。

次に、情報の目的適合性保証は、電子的監査証拠が 監査手続の目的と立証すべき命題との論理的な関連性を持っていることを保証するものであり、帳 簿間及び帳簿・書類間の関連性の確保、組織内における情報モデルの構築、XMLをベースにしたデータの 標準化などによって実現される。

さらに、情報処理の信頼性保証は、IT 統制における 全社的統制、全般統制、業務処理統制の整備と運用、 内部監査・外部監査における IT 統制評価、クラウドサ ービスのセキュリティ評価・認証などによって実現さ れる。

電子帳簿保存法の国税関係帳簿書類の電子データによる保存及びスキャナ保存における保存要件と上記の①情報の原本性保証、②情報の目的適合性保証、③情報処理の信頼性保証とを関係付けるため、表3及び表4の「証拠力の要件」の列に①を「原本性」、②を「適合性」、③を「信頼性」として示した。国税関係帳簿書類の電子データ保存要件においては、原本性の要件が訂正削除履歴の確保のみであり、信頼性の要件もシステム関係書類等の備付けのみとなっているが、国税関係書類のスキャナ保存要件においては、これらの要件が拡充されている。

表2監査手続の種類とリモート監査

監査手続の名称	監査手続の内容	リモート監査との関係
閲覧	紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による企業 内外の記録や文書を確かめる監査手続	紙媒体を直接見ることができず、電子 媒体に保存された情報の閲覧や通信手 段を介した閲覧となる
実査	資産の現物を実際に確かめる監査手続	現物を直接見ることができず、通信手 段を介して現物を見ることになる
観察	他の者が実施するプロセスや手続を確かめる手続であり、例えば、企業の従業員が実施する棚 卸資産の実地棚卸状況や統制活動の実施状況を 監査人が観察する手続	実施状況を直接見ることができず、通信手段を介して棚卸資産の実地棚卸状況や統制活動の実施状況を見ることになる
確認	紙媒体、電子媒体又はその他の媒体により、監査人が確認先である第三者から文書による回答を直接入手する監査手続	これまでと同様に郵送により行うこと も可能であるが、電子媒体の利用促進 が進行している
再計算	記録や文書の計算の正確性を監査人自らが計算 し確かめる監査手続	検証対象となる記録や文書が紙媒体で ある場合には、電子媒体への変換や通 信手段を介して入手することになる
再実施	企業が内部統制の一環として実施している手続 又は内部統制を監査人が自ら実施することによ って確かめる手続	再実施に必要となる記録や文書が紙媒体である場合には、電子媒体への変換や通信手段を介して入手することになる
分析的手続	監査人が財務データ相互間又は財務データ以外 のデータと財務データとの間に存在すると推定 される関係を分析・検討することによって、財 務情報を評価する監査手続	分析的手続に必要となる記録や文書が 紙媒体である場合には、電子媒体への 変換や通信手段を介して入手すること になる
質問	監査人が財務又は財務以外の分野に精通してい る企業内外の関係者に情報を求める監査手続	直接対面で実施することに代えて、電 話やWeb 会議を利用することになる

(出典) 表中の「監査手続の内容」については、日本公認会計士協会 (2018) pp.4-5 による。

表3 国税関係帳簿書類の電子データ保存要件

保存要件	証拠力 の要件	要件概要	国税関係 帳簿	国税関係 書類
訂正削除履歴の確保 適合性		記録事項の訂正・削除を行った場合の事実内容を確認できること	0	_
		通常の業務処理期間を経過した後の入力履歴を確認できる こと	0	_
相互関連性の確保	適合性	電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること	0	
関係書類等の備付け	適合性 信頼性	システム関係書類等(システム概要書、システム仕様書、 操作説明書、事務処理マニュアル等)を備え付けること	0	0
見読可能性の確保	適合性	保存場所に、電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに 出力できること	0	0
		取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類 に応じた主要な記録項目により検索できること	0	0*
検索機能の確保	適合性	日付又は金額の範囲指定により検索できること	0	0*
		二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	0	_

※:取引年月日、その他の日付での検索ができること。

(出典) 国税庁(2019b and 2021c)による。「証拠力の要件」の列は著者が記載。

表 4 国税関係書類のスキャナ保存要件

要件概要	証拠力 の要件	重要書類 (注1)	一般書類 (注 2)	過去分重要	補足説明
入力期間の制限(書類の受領等後 又は業務の処理に係る通常の期間 を経過した後、速やかに入力)	原本性	0			
一定水準以上の解像度(200dpi 以上)による読み取り (注4)	原本性	0	0	0	
カラー画像による読み取り (赤・緑・青それぞれ 256 階調 (約 1677 万色) 以上) (注4)	原本性	0		0	一般書類 カラー画像ではなくグレースケールで の保存可
タイムスタンプの付与	原本性	0	0	0	重要書類 受領者等が読み取る場合、受領後、受領者等が署名の上、特に速やか(おおむね3営業日以内)に付す必要あり。 一般書類 受領者等が読み取る場合、読み取る際に付す、又は、受領等後、受領者等が署名の上、特に速やか(おおむね3営業日以内)に付す必要あり。
解像度及び階調情報の保存 (注4)	原本性	0	0	0	
大きさ情報の保存 (注4)	原本性	0	0	0	受領者等が読み取る場合、A4以下の書 類の大きさに関する情報は保存不要
ヴァージョン管理	原本性	0	0	0	
入力者等の情報の確認	原本性	0	0	0	
適正事務処理要件 (規定を定めて事務処理を行う)	信頼性	0		0	重要書類 ①相互に関連する各事務について、それぞれ別の者が行う体制(相互牽制)(但し、小規模企業者の特例の適用を受ける場合(税務代理人が定期的な検査を行う場合)相互牽制の要件は不要) ②当該各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制及び手続(定期的な検査) ③当該各事務に係る処理に不備があると認められた場合において、その報告、原因究明及び改善のための方策の検討を行う体制(再発防止) 過去分重要書類事務に係る処理の内容を確認するための検査を行う体制及び手続に関する規程を定めるとともに、これに基づき当該事務を処理すること
スキャン文書と帳簿との相互関連 性の保持	適合性	0	0	0	
見読可能装置(14インチ以上のカラーディスプレイ、4ポイント文字の認識等)の備付け	適合性	0	0	0	
整然・明瞭出力	適合性	0	0	0	
電子計算機処理システムの開発関 係書類等の備付け	適合性 信頼性	0	0	0	
検索機能の確保	適合性	0	0	0	
税務署長の承認	適合性	0	0		過去分重要書類 所轄税務署長等あてに適用届出書の提 出が必要

- (注)1. 決算関係書類以外の国税関係書類(一般書類を除く)
 - 2. 資金や物の流れに直結・連動しない書類として規則第3条第6項に規定する国税庁長官が定めるもの
 - 3. スキャナ保存の承認を受けている保存義務者がその承認を受けて保存を開始する日前に作成又は受領した重要書類
 - 4. 「原本性」の要件には、原本との同一性確保のための要件を含めた。
- (出典) 国税庁(2021b) を編集して作成。「証拠力の要件」の列は著者が記載。

5. リモート監査を進めるための電子的監査証拠の証 拠力向上策の検討

リモート監査で利用する会計データ及びその証拠資料の電子化において、電子帳簿保存法の保存要件を満たすことは、ベースラインとして有効と考える。

電子帳簿保存法の年度末累計承認件数の推移を表 5 に示した。国税庁(2018a)によれば、平成 30 年度の申告法人数は 2,747,492 社であり、電子帳簿保存法における法人税・消費税の同年度末累計承認件数は 163,848件であり、6.0%に過ぎない。なお、電子帳簿保存法の適用は、事業所毎に申請することも可能であるので、会社数の割合ではさらに少ないものと思われる。また、会社の規模別の集計がないため、財務諸表監査の対象会社における割合とも異なるが、承認を受けた割合が少ないことは否めない。

表 5 電子帳簿保存法の年度末累計承認件数の推移

年度	年度末累計 承認件数
平成 26 年度(2014 年度)	165,372
平成 27 年度(2015 年度)	177,180
平成 28 年度(2016 年度)	188,355
平成 29 年度(2017 年度)	200,724
平成 30 年度(2018 年度)	225,384
令和元年度(2019年度)	272,449

(出典) 国税庁 (2019a)

表 6 電子帳簿保存法の年度末累計承認件数の内訳

税目	平成30年度末	令和元年度末
法人税・消費税	163,848	176,634
源泉所得税	17,807	18,069
申告所得税・消費税	29,294	62,625
間接諸税	365	369
酒 税	14,070	14,752
計	225,384	272,449

(出典) 国税庁 (2018b and 2019a)

ところで、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(以下「JIIMA」という。)では「電子帳簿保存法スキャナ保存ソフト法的要件認証」及び「電子帳簿ソフト法的要件認証」を行っている。ソフトウェアの認証に当たっては、マニュアル、取扱説明書などで公開されている機能をベースに、公正な第三者機関でチェックし、必要な機能を全て備えていることを確認したうえで認証審査委員会において審議し、認証が行われている(日本文書情報マネジメント協会、2021)。

一方、国税庁では、電子帳簿保存及びスキャナ保存 制度に関して、申請者の予見可能性を向上させ、また その手続負担を軽減させる観点から、JIIMA による認 証を受けたものを利用する場合については、承認申請書の記載事項や添付書類を一部省略することを可能としており、2019年9月30日以後に行う承認申請から適用している(国税庁、2021a)。このJIIMA認証のような認証制度を活用して、電子的監査証拠の証拠力を向上させる基盤を構築していくことを提案したい。

6. おわりに

本稿では、リモート監査において利用する監査証拠の特徴を分析するとともに、財務諸表監査における監査証拠、電子帳簿保存法及び電子契約における要件を検討した上で、電子的監査証拠の証拠力確保策の体系を提示し、認証制度を活用して、電子的監査証拠の証拠力を高める基盤を構築していくことを提案した。今後、電子契約や電子データ保存のプラットフォームの状況を検討し、さらに電子的監査証拠の証拠力を向上させるための合理的な方策を研究していきたい。

文 献

SJK コンサルティング(2020) 『詳説 電子帳簿保存法 実務のポイント』 税務研究会出版局

国税庁(2018a)「国税庁統計年報 平成30年度 4-2 法人数」 https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/ hojin2018/pdf/04 hojinsu.pdf (2021年1月17日閲覧)

https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/sonota2018/pdf/20_denshichobo.pdf (2021年1月17日閲覧)
—— (2019a) 「国税庁統計年報 令和元年度 20-8 電子帳簿保存法に基づく電磁的記録による保存等の承認状況」

(2021年1月17日閲覧) https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/ sonota2019/pdf/20 denshichobo.pdf (2021年1月17日閲覧) — (2019b) 「はじめませんか、帳簿書類の電子化!」

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0018004-061 01.pdf (2021年1月15日閲覧)

-----⁻(2021a) 「JIIMA 認証情報リスト」

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/ 11.htm(2021 年 1 月 18 日閲覧)

——— (2021b) 「電子帳簿保存法 Q&A (一問一答) 問 12」 https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/ 07scan/02.htm#a012 (2021 年 1 月 17 日閲覧)

----- (2021c)「電子帳簿保存法上の電子データの保存要件」 https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/ 05.htm (2021 年 1 月 18 日閲覧)

高橋郁夫他(2020)『即実践!! 電子契約』日本加除出版 内閣府・法務省・経済産業省(2020)「押印についての Q&A」 http://www.moj.go.jp/content/001322410.pdf(2021 年 1 月 17 日閲覧)

日本公認会計士協会(2018)「監査基準委員会報告書 500 監査証拠」

(2020a) 「リモートワーク対応第1号 電子的媒体又は経路による確認に関する監査上の留意事項監査人のウェブサイトによる方式について~」

日本文書情報マネジメント協会 (2021) 「JIIMA 認証」, https://www.jiima.or.jp/activity/certification/(2021年1月 17日閲覧)